

『中將法女比丘尼傳記』について

——解説並びに翻刻——

稻垣泰一

〔解説〕

架藏の『中將法女比丘尼傳記』（無刊記、版本）一冊について、簡単な解説とともに、翻刻を付して紹介することとする。

まず書誌を記しておく。

江戸後期の無刊記版本一冊。半紙本。四つ目の和綴。縦二十二・四糢、横十五・一糢。表紙は原装、灰色地の厚手の和紙。表・裏ともに蓮華、蓮莖、蓮葉の押し文様がある。外題は無し。表紙左脇上に題簽があつたが、剥離。縦十八・〇糢、横三・八糢の貼付跡が残る。表紙見返しは、表・裏ともに本文共紙。本文は楮紙。袋綴。匡郭は单郭で、縦二十・一

糢、横十四・四糢。柱刻は中央に、「中將姫」、下段に丁数「一」、「二十」と印刷。内題は一丁表冒頭に、『中將法女比丘尼傳記』とある。本文は平仮名、漢字交り文で、漢字には平仮名の振り仮名を施す。全二十丁。各半丁十三行。遊紙は前・後ともに無い。図版は全部で六箇所ある。最初の図版のみ右半丁（二丁裏）、左半丁（三丁表）の二面で、その他は各半丁一面である。彩色は無し。尾題は二十丁裏末尾に、『中將法女比丘尼傳記』とある。

表紙見返しに『説文字母集解』全六冊の宣伝文があり、「京師書肆 三条通柳馬場東角 尚書堂主人謹誌」と版元を印刷。また、裏表紙見返しには、『本朝俚諺』、『智惠鑑』、『四書集註』、『魏氏樂譜』、『玉堂先生琴譜』、『四季千字文』の宣伝を載せる。最後に、「京都書肆 三条通柳馬場東角 堀屋仁

兵衛　寺町通佛光^(寺)下ル町　堺屋儀兵衛」と書肆名が印刷される。

なお、『増訂国書総目録』(岩波書店)によれば、

本書と同版の宝永元年(一七〇四)版本が早大、東大、東北大に蔵されている。

二

次に、本書の内容について記しておく。本書は奈良県葛城市的当麻寺に伝わる、国宝の綴織「当麻曼荼羅」(觀經変相図)の制作に関わり、これを感得したと伝えられる中将姫(出家して法女比丘尼)の伝記読み物である。その梗概(粗筋と展開)を以下に掲げる。

- ① 人王四十七代大炊の帝(=淳仁天皇)の御宇、藤原の朝臣、横佩の右大臣豊成という賢臣がいた。
- ② 豊成夫婦には子が無く、これを愁えていたが、長谷寺の觀音が靈験殊勝とのことで、参籠して祈願したところ、端正美麗な女の子を授かる。
- ③ 夫婦は觀音の申し子である姫君を、たいそういくくしんで育てた。
- ④ 姫君が三歳の時、母親は病を患う。医術、法験も叶わず、母親は大臣豊成に、この姫君を大人にな

るまで他人に会わせぬよう、姫君には、後添いの母親に対して、実母のように敬慕するようにと告げる。

唐の勢義、正守兄弟に関する故事(母親が繼子である兄勢義を助け、実子である弟正守を処刑するよう申し出た話)。

母親は幼い姫君に、信心堅固にして、現当一世の菩提を弔ってほしい旨告げて、死亡する。

豊成は悲しみのうちに妻を葬り、一首の和歌を詠む。

- ⑤ 姫君は七歳の時、乳母を伴って花園に遊んだ折、父母と子の三人連れを見て、自分に母親がないことを嘆く。
- ⑥ 姫君は父大臣に、後妻を迎えるよう勧める。豊成は左大臣師房卿の息女を娶る。
- ⑦ 後妻の継母は、当初は姫君をかわいがつたが、やがて邪見、嫉妬の思いが起こり、大臣に姫君を悪く訴えて、折あらば無き者にしようと企てる。
- ⑧ しかし、姫君は賢く、決して継母を恨まず、明け暮れ亡母の追善供養を行った。
- ⑨ 姫君は高僧に仏になる法門を尋ねる。高僧は称名、口号の功德があるのは、称讚淨土經の読誦である

と勧める。

⑬ 姫君は経を受持し、毎日六巻ずつ読誦して、亡母の菩提を弔った。

⑭ 姫君が十歳の秋、帝より中将の内侍に任せられる。父大臣は末は更衣、后にと、たのもしく思う。

⑮ 繼母はこれを妬んで、姫君に虚偽の不義、密通を企む。大臣にその現場を見せて訴え、姫君を罪に陥れる。

⑯ 豊成はたいそう憤り、姫君の処分を継母に一任する。継母は武士に俸禄を与えて、姫君を山中に連れ出し、殺害するよう命じた。

⑰ 繼母は姫君に亡母の墓参りと偽り、姫君を輿に乗せた。姫君は女房一人の供もなく、武士に守護され、いざともなく連れ出される。

⑱ 姫君は一年前の墓参りの時、父大臣が詠んだ和歌一首を思い出す。

⑲ 紀伊国有田郡鶴山（ひばりやま）の麓で、姫君は輿より降ろされる。武士は父母の仰せによつて、姫君を殺害するよう命じられたと告げる。

⑳ 姫君は武士に、自分の最期を知らせてくれたことを感謝する。そして、九歳の時から毎日読誦してきた称讚淨土經を、亡母の廻向のため、また自身

の菩提を祈るため、今一度の読誦を願い出る。

㉑ 武士はこれを許し聴聞する。姫君は経を取り出し、三遍読誦する。一巻は父の現当三世諸願成就、一巻は亡母の出離生死往生極楽、一巻は自分の一蓮託生必得往生を祈つた。

㉒ 武士は姫君の称名する姿に感動し、太刀を捨てて姫君を助け、庵を結んで妻を呼び寄せ、姫君をかくまつた。姫君は念佛三昧の日々を送る。

㉓ 姫君は山居での心境を、一首の和歌に詠む。

㉔ 翌年の春、父大臣が狩猟のため雲雀山（ひばりやま）に分け入つて登つて来る。

㉕ 大臣は庵を見つける。そして、そこに居た女に誰かと尋ね、自身を名乗る。すると、女は自分は中將姫であると告げて、父子は再会した。

㉖ 大臣は姫君を眞して都に帰る。帝は、これを聞いて、姫君を后妃に迎える宣旨を下すが、姫君は承諾しない。その後、姫君は父豊成の邸宅を訪れ、発心の志を隠して、涙のうちに別れを告げる。

㉗ 姫君は当麻寺にたどり着く。そして、十六歳の秋に書写した、称讚淨土經一千巻を經藏に納めた。翌年、姫君が十七歳の六月十五日、剃髪して出家する。名は法女大姉といった。戒師は実惟大徳と

伝える。

法女比丘尼は正身の阿弥陀如来を、拝み奉ろうとの願を立てる。

同じ月の二十日の酉の刻に、一人の比丘尼が来化する。そして、淨土の変相を現して、姫君の願を成就させようと思うので、百駄の蓮茎を集めるようになると告げた。

③〇 法女比丘尼はこの事を天皇に奏上する。すると、一両三日のうちに、大和、河内、紀伊の国から九十五駄の蓮茎が送られてきた。

③一 その時に、先の来化の比丘尼は蓮茎を折って糸を抜き出す。そして、寺の翼（たつみ）の角に井戸を掘らせ、糸を水ですすぐと、糸は五色に染まった。

③二 井戸の傍には桜の木があり、その桜の木に五色の糸を干した。これを糸懸けの桜という。

③三 昔、天智天皇の時、この所に三つの大石があり、その形状は仏像に似ていた。天皇はその大石を弥勒三尊に造らせ、その上に堂を建立して石光寺と名付けた。

③四 その後、役の行者がその傍に桜の木を植えた。そして、法滅する時には桜は枯れると告げたが、桜

の枝葉はますます盛んに繁った。九年を経て、

先の比丘尼が来化して井戸を掘り、糸を染めて以來、染寺と名付けたのである。

同じ月の二十三日の夕方に、美しく氣高い二十四、五歳の女人が現れる。女人は先の来化の比丘尼に、糸の調達ができたかを尋ねた。比丘尼はこの女人に五色の糸を渡す。

③五 女人は寺の乾（いぬい）の角に機屋（はたや）を構え、油三升を藁三把にひたして、灯とした。そして、一夜三時の間に、一丈五尺の大曼荼羅を織り上げる。

③六 また、一夜のうちに、本と末が一丈三尺の間に節が一つだけの竹が生じる。これを切って軸とした。その後、先の女人の織女は飛行して、行方知らずに消え失せる。

③七 また、来化の比丘尼は七言四句の偈を作り、この所が、古仏靈仙の往縁の靈地であることを示した。来化の比丘尼は自分は阿弥陀如来であり、先の織女は觀世音菩薩であると告げ、紫雲に乗って飛び去った。

③八 その後、中将法女は信心深く、ますます苦行に勤める。そして、光仁天皇の御宇、宝亀六年三月十

四日、異香が空に満ち、聖衆の来迎にあずかって、大往生を遂げたのである。
以上、大変長くなつたが、本書の梗概を①～⑪にまとめて記した。

三

この綴織「当麻曼荼羅」の制作由来にまつわる中将姫（法女比丘尼）の説話記事は、周知の如く、鎌倉時代の『建久御巡礼記』（『南都巡礼記』）に記されているのが最も古い。^① 続いて『当麻曼荼羅流記』（九条家本）、国宝の絵巻『当麻曼荼羅縁起』（光明寺蔵）、『諸寺縁起集』（護国寺本）、『大和当麻寺縁起』（仁和寺本）、などに記される。また、『古今著聞集』（巻二第三）、『私聚百因縁集』（巻七第四）などの説話集に収録されたり、『元亨釈書』巻二十八にも見られる。室町時代に至ると、『三国伝記』巻十一第二十に〈継子いじめ〉〈捨子物語〉の要素を含んだ記事（継母の讒言と山中遺棄）が見出される。この〈継子いじめ〉の要素を含んだ中将姫説話（いわゆる雲雀山系説話）は、小形絵巻や奈良絵本の室町時代物語（中世小説、お伽草子）に取り上げられて発展する。また、縁起絵巻（詞書を含む）、掛幅絵などに描かれたり、

往生譚として仏教説話集、説經談義書、説經注釈書にも取り上げられる。更には、能、狂言、説經淨瑠璃、古浄瑠璃にも脚色されて、幅広く人口に膾炙する。そして、西晉聖聰編による一大注釈書の『当麻曼荼羅疏』四十八巻や、これを典拠とする絵巻の大作『当麻寺縁起』三巻（享禄本）が制作される。江戸時代中期には、伝記としての集大成である『中将姫行状記』七巻（享保十五年刊）が版行されるに至る。

本書は中将姫の伝記であるが、Ⓐ平仮名主体の漢字交り文体であること、Ⓑ〈継子いじめ〉の型である雲雀山系説話（⑯～㉖）を含んでいること、Ⓒ和歌詠作の記事が散見されること、Ⓓ隨所に図版（1）から(6)）が挿入されていること、などが特色である。これらの点から大局的に捉えると、本書は小形絵巻や奈良絵本の室町時代物語（中世小説、お伽草子）の系譜に連なる作品であるといえよう。ただし、梗概⑤の記事は典拠不明である。また梗概⑩～㉔に見られる井戸、桜の木、石光寺建立、役の行者の植樹、染寺の名称などの記事に関しては、前掲の諸文献資料に部分的に見出されるものである。これらの記事は付隨的に加えられたものと考えられる。

本書は最末尾で、中将姫（法女比丘尼）が女性でありますながら、希有に正身の阿弥陀如来を拝すことができた

こと、また極楽変相の「当麻曼荼羅」制作に関わり、これを感じたこと、そして、終に聖衆の来迎があつて、極楽往生を遂げたことを褒めたたえている。これらの内容から、本書は主に婦女子を読者対象とする、浄土信仰、極楽往生を勧める簡便な伝記読み物として、制作、版行されたものといえよう。

(注)

(1) これ以下は、すでに前稿『當麻畧傳』(延宝五年写)について「解説並びに翻刻」(文教大学国文第四八号、二〇一九年三月)でも触れている。また、中将姫説話(物語)の記載文献やその展開と様相などについては、

(イ) 『中将姫説話の調査研究報告書』(元興寺文化財研究所、昭和五十八年(一九八三)三月刊)

(ロ) 德田和夫著『お伽草子研究』(三井書店、昭和六十三年(一九八八)十二月刊)

(ハ) 河中一學著『當麻寺私注記』(雄山閣出版、平成十一年(一九九九)十月刊)

(ニ) 日沖敦子著『當麻曼荼羅と中將姫』(勉誠出版、平成二十四年(二〇一二)三月刊)

などに詳しい。

(ホ) 特別展〈當麻曼荼羅完成一二五〇年記念〉の図録『當麻寺』(奈良国立博物館編、平成二十五年(二〇一三)四月刊)には、写真図版、文献資料、展示解説、論文などが満載されていて充実している。

[付記]

本書はすでに、東北大学蔵の宝永元年(一七〇四)刊本が翻刻されている(前掲(注)(1)の(イ)に所載)。ただし、本文の振り仮名、及び図版(1)～(6)が省略されており、また、部分的に誤りが見出されるので、必ずしも資料として十全とはいえない。

〔翻刻〕

凡例

一、本文（漢字、平仮名）、及び振り仮名（平仮名）はすべて原文通りとした。

一、字体は基本的に通行字体を用いた。漢字の異体字、俗字体、略字体などは正字体に改めた。

灵・灵↓靈 吴↓異 喜↓喜

才↓弟 劍↓劍 盖↓蓋

一、慣用のくずし字については、次の通りとした。

ハ・ハ↓候 タ↓給 メ↓也

一、旧字体はおおむね新字体（常用漢字体）に改めた。

當↓当 傳↓伝 聲↓声

一、次の仮名字体は平仮名とした。

ハ↓は ミ↓み ヨ↓よ

一、訓点符号の一・二、レ点などはそのまま示した。

一、不審な部分は右傍に（ママ）とした。

一、丁替わり、表・裏は、丁数、オ・ウの順で、毎半葉末尾に次のように示した。

「（三オ）」「（十ウ）」「（十五オ）

一、図版は(1)～(6)まで、次のように示した。

（図版（2））」（六オ）

一、虫損、欠損部分は□とし、右脇に、該当文字を（ ）に入れて示した。

一、読解の便を考えて、適宜読点（、）を施した。

（灰色地　押し文様アリ）

（題簽剥離　貼付跡アリ）（左脇）」（表紙　表）

（宣伝アリ）
」（表紙　見返し）

中将法女比丘尼伝記（内題）

抑、中将法女の由来を聊尋奉るに、人王四十七代大炊の帝の御宇に、藤原の朝臣横佩の右大臣豊成とて、朝廷の賢臣、当家の博覽、三綱五常の道をたゞし、六合八極の政道明らかにして、鳳闕夙夜のつとめおこたらず、鸞殿冬夏の掟を守り、上一人の師範として、三台の位にのぼり、聖明の君寵をかうむり、才名を四海にほどこし、家門の繁榮、後裔の恩沢、流れとをく万代に及ぼし給へり、然るに、此卿よはひなかばを過れ共、一人の子なき事を歎き、いかなる前業にやと、夫婦つねに是を愁て、かひなき月日ををくらるゝ、さればかけまくも正哉吾勝々早日天の押穂耳の尊を産給ふ、月蓋長者は諸天に祈て、子」（一オ）得たり、神の代、人の世に其ためしすくなからず、つたへ聞、長谷の觀音は靈験殊勝の薩埵なりとて、夫婦參籠のあゆみをはこひ、肝膽をくだき祈られける、誠に大慈大悲の誓願、尊容を三十身にあらはし、十九説法の化縁、殊に両願は此尊のちかひなり、いはんや、除三毒、減三惡、弘誓深如海、歴劫不思儀の金言空しからず、七日満する五更のねふりに、をのく奇瑞の靈夢を

かうむ、くほんぎの心あさからず、肝に銘して下向し給へり、其後十月を経て、かたしけなくも、便生そのへち端正有相之女、宿殖徳本衆人愛敬の姫をまふけ給ふ、されば、大慈薩埵の申子なれば、世にたぐひなき姿なり、大臣夫婦の悦び何にたとへんかたもなし、翠帳紅闇の中にかしづき、清風朗月の間にいつくしみ給ふ、かくて、姫」（一ウ）

君三歳の春、御母風の心ちとてうちふし給へば、花のすがた風にしほみ、紅顔のよそほひあしたの霜をぞ歎かれける、貴属従類の人々、大きに是をかなしみ、心をくだき給へ共、今は耆婆きばいが医術いじゆつもしるしなく、高僧の法驗ほうげんもかなひがたし、北の御かた大臣殿たいしんどのにかたり給ふは、われ宿病しゆくひやうにおかされ、むなしくならん事極りたり、此世を去て冥途めいどとやらんへ行道には、しでの山、三つの川とておそろしき所有、君と錦帳きんぢやうに手枕たまくらをかはして、鴛鴦えんようのむつことをかたりし時は、火の中、水の底そこまでももろ共にと、契し事を忘れさせ給はし、なれば炎魔えんまの庭ちやうまで我われを送り給はんやと、なく語り給へは、豊なり涙なみだをおさへ、誠に一世をかねたるむつこと、いつの世にかは忘るべき、され共会者定離、愛別離苦は無常変易の掟、」（一オ）

（図版（1）右、左）」（一ウ）」（三オ）

三界火宅のならひなれは、生るゝ時も独り來り、死する時も又ひとり去さる、思ふ共かひなき事のためしなり、隔生即忘とて、生を隔つれば親おやをも子こをも知しらず、たゞ黄泉くはうせんのともしひには、慈尊じそんの

本願にもとづき、念佛を心に忘れず、やすくと往生し給ふべし、只それがしも身をかへて念佛申、来世にはかなうず極樂にて、一つ蓮の縁となるへしと、さまくに教化しいさめ給へは、北の御かたこのいさめをうけて、迷ひの雲たちまち晴て、よしなのわらはが愛執や、誠にある経には、妻子珍宝及王位、臨命終時不隨者と説れたり、夢幻の世に泡沫の身をうけながら、なんぞ有為の相に着をとらんと、妄執の霧をはらひ、必得往生のねがひ怠らず、一向専念の道機にいつて、念佛三昧の懇祈をくたかれける、やゝありての給ふは、「(三ウ)

子は三界のくびかせときく、露命ちかきに極り、念佛申往生せんと思ふにも、姫の事のみ心にかかり、中く臨終のさはりとなる、我はかなくなりて後、此子の人となるまで他人に見せさせ給ふなよ、又なさぬ中にそはせ給ふなよ、是のみ草ばの陰までもよきにたのみ奉るなり、此事をたがへさせ給はゞ、いかに後のよをとはせ給ふ共、うれしと更に思ふまじと、かきくどきの給へば、大臣聞し召、君一人の子にもあらず、豊なりがためにも子なれば、いかでをろかにあたるべき、御心やすくおはしませと、ちかひをたてゝの給へば、北のかた世にうれしく、姫君を枕もとによひ奉り、くるしげなる御声にて、あゝふびんや、なんぢ程くはほうつたなき物あらじ、親子の宿縁うすくして、いまだ年にもたらぬ身の、母をさきてみなし子となり、ちゑこゝろの」(四オ)

有にしたがひ、歎かん事こそかなしけれ、いく程なく又母にそふ共、後の親こそ親なれば、へだつ心をもたずして、誠の親とうやまふべし、たゞいくたびもおとなしく、すじなき事のいらへすな、昔もろこしに、勢義、正守とて兄弟あり、あるとき、兄弟が父なき事を母にとひければ、母のいはく、汝が父はゆくへなく、人にころされたりとおしゆ、二人の者聞もあへず、急ぎ親の敵を尋て討時に、兄弟共に生とられて、すでに誅せらるべきに定りき、其時母のいはく、親の敵をうつ事は、天下の理りに非ずや、然るを敵一人討て、二人共に殺し給ふは不便なり、一人殺したる科ならば、一人こそ切るべき道理なるはと歎ければ、理にふくして、さらば一人をたすけて、壻人を切に定りぬ、母はいよくたえかねて、一人にてもころさるゝ」（四ウ）

事のかなしさに、かれら二人は、出る日、つぼめる花のふぜいなり、我らは西にかたぶく月のごとし、あれ寬容の御慈悲に、兄弟が命をたすけ、わらはを害して給はれと、涙をながし、たえて入て歎きかなしめど、子のかはりに母を殺す法はなし、兄なりとも、弟なり共、汝が心にまかせてたすくへしといへば、弟の正守すゝみていはく、兄は公役をつとむる嫡子なり、某を誅して給はれといへば、兄はまた、敵を討たるは某が所為なり、只それがしを殺して給れと、たがひに死をばあらそへり、ものゝふ兄弟が心をかんじ、とかくいつれを切べきぞ、母に定めよといふ時、為方もなくかなしけれと、弟の正守をきり給へといふ、ものゝふ剣をぬひて、すでに正守をきら

んとせしが、それ人の親のならひには、おほき子どもの有中に、乙子をとこはすぐれてかなし」（五〇）
みふかしときく物を、今汝いまなんぢは事かはり、弟をきれといふ事は、情なさけをしらでいひけるか、母はは涙なみだ
下よりも、さん候、その御ふしんはさる事なり、わらはが心に有事をしろし召ぬは御ことはり、
兄あにの勢義せいぎはなさぬ中、わらはがためには繼子けいしなり、弟をとの正守せいしゆはわらはが子なれば、かれらが父の
草くさの陰にて、我子ならねはと、魄たまの恨みんかなしさよ、又勢義せいぎが心もはづかしく、繼子けいしをたにも
にくまねは、正守せいしゆにおひて情なさけをしらぬ事や有と、声こゑもおします泣なきにけり、もののふ共に涙なみだをなが
し、つるきをすてゝ泣なきるたり、此事朝廷てうていに達たつしけれは、帝みかどふひんに思めし、殺害せつかいの科とかは重をもけれど
も、賢母けんぼなり、賢子けんじなり、希代きたいのためし世よの鑑かゝみ、三人ともに免ゆるすとて、あまつさへ官禄くはんろくにすゝみてさかへたり、異国上代いこくじょうだいとはいひながら、人木石ほくせきにあらざれば、たとへ他人はつらくとも、」（五
〇）

(図版 (2)) 「(六〇)

人のあしきと思はすして、後の母はにしたがふへし、すべて女人は五障三従しやうさんじゆうのいましめあり、嫉妬しつと
邪見しゃけんの心を忘れ、経念仏きやうねんぶつをとなへ、信心堅固しんぎんけんぐにして現当けんだう一世せをとふらひて、我冥闇わがめいあんをたすけよと、
あやめもしらぬうなひ子に、かきくどき仰せける今はのことばぞあはれる、をくれさきたつ露つゆをわけ、しづくにやとる玉たまのをも、たえくによはらせ給ひて、幻化無常げんげむじょうの夕かすみ、十念ねんの声こゑ

のうちに、終にはかなくなり給へり、姫君はむなしき母御前^{は、こせん}の口に手をあてさせ給ひ、大臣殿^{だいじんとの}は枕^{まくら}のほとりに立よらせ給ひて、もだへこがれてかなしみ給ふは、めもあてられぬ有様^{ありさま}なり、かくてもあられぬわざなれば、なくなく野部^のの野部^のをくりをいとなみ、東岱^{とうたい}の煙^{けふり}となし、北邙^{ほくはう}の露^{つゆ}とながめて帰り給ひぬ、その翌日^{あくるひ}のしのゝめに、うれたき」(六ウ)

宿^{たち}を立出て、煙^{けふり}の跡^{あと}を見給へは、あしたにゑみし紅顔^{かうかん}の粧^{よそは}ひもむなしく朽^{くち}て、郊原^{かうげん}の白骨^{はくこつ}となりぬ、かなしきかな、魂^{たましい}づくに去^{さつ}て冥路^{めいりゆ}渾々たる、つくづこしかたを思ひつゝけて見るに、涙^{なみだ}いとなくせきかねて、豊成公^{とよなり}、

夜と共に思ひ明してけさみれば煙^{けふり}となりて消果^{きえはて}にけり

かく詠^{ゑい}じ、姫君^{ひめぎみ}をともなひ泣^{なぐく}々家路^{いへぢ}にかえり、なき人の住し跡^{すみあと}を見給ふに、およそ目に見、心にふるゝ所、みな涙^{なみだ}のたねならずといふ事なし、七日^{しち}の御仏事念比^{ふつしわねんび}にとりいとなませ給へり、され共月日^{つきひ}に閑守^{せきもり}なく、隙行駒^{ひまゆくこま}のつながざれば、光陰^{くはうあん}をしうつりて、歎^{なげ}きの涙^{なみだ}も袖^{そで}にかはき、愁^{うれ}の雲^{くも}とともにきて、姫君七歳^{さい}の御時、めのとをともなひ花園^{はなぞの}にあそひ給ふ、折ふし賤^{しづ}の子^きが來^{きた}りて、花^{はな}を手^てをらんとせしを、父母^{ち、は、せい}制^{うけ}していたきて帰りぬ、姫君^{ひめぎみ}かれら」(七オ)

は何者ぞとはせ給へは、めのと承^{うけ}り、今のおさなき者^{もの}子^こなり、いだきて帰りたるは父母^{ち、は}にて候^{なげ}たりと申ければ、姫君^{ひめぎみ}聞^めし召^わ、我^わはたゞ父上^ちばかりおはしまし、何ゆへ母上^{は、う}のなきやらんと歎^{なげ}か

せ給へは、いたはしの御事にて候、君三さいの御時、母上はかくれさせ給ひぬ、さまくの御ゆ
いごん申おかけ給へ共、君いとけなくましくて、さだめで忘れさせ給ふへとして、はじめをは
りをかたり参らすれば、姫君聞し召、声もおします泣給ふ、やゝ有て、後の母にたがふへからず
と仰られしとは、我われをばうませ給はず共、父上のむかへさせ給ふ人を、母にせよとの御事かや、
此事父上に申て、後の母をむかへ参らせ、我はゝ上にせんと三度すゝめ給へば、父大臣は姫君の
心ざしを感じ、左大臣師房卿の息女をむかへさせ給ひぬ、むかし」（七ウ）

より継子繼母の間には、浅ましき例おほければ、後の人になれ初しより、たゞ姫君の御事をふか
くたのみて、かたらはせ給へば、御台聞し召て、仰せさる事にてさふらぶ、わがなさぬ姫君なれ
はとて、いかでおろそかにあたり候べき、其上此子を見侍るに、尋常ならぬ容顔なれば、わらは
がためにもたから姫ひめにておはします、いつきかしづき、はごくみ参らすべしとの給へば、大臣
大きによろこび給ひ、鴛鴦のかたらひ浅からすわたらせ給ひける、されば女のならひにて、邪見
の心つるぎのごとく、嫉妬の思ひ火のもゆるがごとくにて、よりく大臣殿へ姫君の御事をあし
きやうにうたへて、つるであらばうしなはゞやなんと、たくまれける女こゝろぞあさましき、さ
れとも姫君は賢人異相の美質なれば、人の我につらきをば露程も恨み」（八オ）

給はず、たゞ五障三従のいましめをおそれ、発心無漏の因をねがひ、明暮亡母の御ために、追善

をもいとなみたく思し召るゝ外、こと心更にましまさす、ある時智徳の高僧を請じて、我らごと
きの愚癡深重の女人の、仏になるべき法門あらば、教化してしめし給へとの給へは、僧のいはく、
いたまた嬰稚の御心に、やさしくも思し召とはせ給ふ物かな、諸仏の悲願さま／＼なりといへとも、
詮する所、法藏救世の大願、あみだ如来の御ちかひにしくはなし、一念十念のちからによつて、
極重の悪人男子も女人も、一切の群類まで、みなこと／＼かの国へむかへとり、永劫無比の
歡樂に安住する事、称名口号の功德にあり、其よしを演説し給ふ御經をは、称讚淨土經と申なり、
此經をよみ書て廻向あるべしと」（八ウ）

（図版（3））（九オ）

の給へば、やがてかの經を受持し給ひ、毎日六卷づゝ誦誦して、はゝうへの御ばだい、成等正覺、
頓証仏果と御廻向ありて、ひとへに後世の御つとめおこたらせ給はず、昼夜念佛して明しくらし
給ひぬ、十三の秋のすゑに、帝より中将の内侍に任せられける、容顔の粧ひ他に異なれば、後に
は定て更衣、后にも召るへしと、大臣殿ひたすらたのもしく思ひ給ふに、繼母此事をふかくねた
み、姫君の位にすゝむ事を肝たましゐも消るばかり、いとやすからず思はれける、いかにもして
姫君に不義のふるまひを見あらはし、はぢをあたへ、ちゝ大臣殿にうつたへて、おひうしなはゞ
やと、大いきつぎてたくまれける邪見の程そむざんなる、ある時はかよひ人をこしらへ、姫君の

局のまへを冠きたるをのみをとをし、ある時は」（九ウ）

しゆつけ出家をかたらひ、姫君の局より立帰るふせいにて、部屋の前をなゝめにあゆませ、物かけよりよなりこう豊成公にみせ、あれ御らんぜよ、わらはが朝夕申事、空事と思し召て、驚き給はぬかひありて、かゝる正なき事を仕出し、父母の名をくだし給はん事の口をしさよ、是をもうとましと思し召ずは、わらはにはながき御いとまを給はるべしと、いきもつぎあへすのゝしり給へば、さしもにかしこき豊成公も、今はまことゝ思しめし、今まで何はにつけ見おとしたる事逆覚えざりしが、よなり豊成が子とも覚えず、禽獸不義のふるまひをして、瑕瑾となる社口をしけれ、さりながら我手にかけ、ころさんもさすがにふひんなり、人をしてころさせんも穩便ならず、うちをかんも世の聞え見ぐるし、所詮此事は御身いかにもよきやうにはからひ」（十オ）

て給はるべしと、やす／＼とたはかられ給ひ、何事も当御だい所にまかせ給ふ、御うんの程そいたはしき、御だい今はしすましたりと、心のうちにゑみをふくみ、氏神のかたを密拝し、面にはかなしきふぜいをあらはし、わらはも子なく、今までは子のごとくにむつまじく、かれも母のごとくに思ひつれば、わるくははからひ申まじと、まことしやかにの給へば、ともかうも人しれずにて、涙をながして立給ふ、其後、御だいはひそかに武士をかたらひ、宝禄をあたへての給ふやう、去子細有故に、大臣殿の仰せにて、姫君をいかなる山のおくへも友なひ、ひそかにうしな

ひ奉り、からだをかくして帰るべし、此事人にもらすなと、ふかく頼ませ給ひければ、下臈の浅ましさは誠ぞと心え、引出物に目がくれて、やすくと領掌す、御だいなめならずと思し召、

大臣殿」（十ウ）

の御会の留守をうかゞひ、姫君の御かたへ、女ばう達たちをもつてひそかに仰せ侍るは、心にまかせぬ御身にて、母上の御墓所へ参りたくおはすらめど、さるべきたよりなき事を心うく思し召るべし、只今よき隙なれば、何となき躰あさに出たち、御参り候て帰りいらせ給へと、世にむつまじけにいひやられければ、姫君は人の毒心どくしんをは夢にもしろし召れす、うれしさかぎりなく、五、六年もかきたへて、籬まがきの外そとをもしらざりし身の、はからざるにかやうの仰せ有事、偏ひどへに母上はうへの御めぐみ淺からぬゆへなりと、いきたる人にあふ心ちして、とびたつやうに思し召、急ぎ御こしをすゝめさせ、女ばうの御ともは一人も召めしべす、たゞものゝふのためにしゆごせられ、こしをづんとかきあげて、行ゑもしらずなりにける御心のうちぞいたはしき、此こしはるかのみね、里さとをこへ、いづくをさすともし」（十一オ）

れざれば、か程ほどとをくはよもあらじ、一年ある暮くれかたに、父大臣殿御ち、だいじんどのはかまふてありし時、みづからも御ともせしに、松風まつかせいとすぐく音をとづれければ、

稀まれにきてとふもさひしき松風まつかせをひとりや苔こけの下に聞らん

と口すさび給ひしを、今思ひあはすれば、か程とをくはよもあらじ、あはれ是はいかなる人のし
はざにて、つらき涙にぬれ衣、かゝるうきめにあふやらんと、こがれ給へとかひぞなき、さる程
に、紀伊國有田郡鶴山の麓にて、御こしより出し奉り、いたはしや、姫君ひめぎみをとある岩のこかげ
にすてをき奉り、武士一人あとにとゞまり、みなく都へかへりける、姫君ひめぎみあさ浅ましく思しめし、
拵みづからをいかなるくせ事ありて、かくおそろしき山中にすておき、虎狼こらうのうきめを見すらん
と、もだへこがれさせ給へは、跡にとゞまりた」（十一ウ）

（図版）（4）」（十二オ）

るものゝふ、御いたはしくはぞんずれ共、父母の仰せにて多くの禄をほを給はり、ひそかに害かいし奉れ
とて、此所へぐし参らせさふらふなり、只ただ御さいごの御たしなみを御つゝしみ候べし、それがし
が手にかけ、御しがいをかくし候へしと、涙をながし申ければ、姫君ひめぎみ聞し召、すこしもわろびれ
させ給はず、打ゑませ給ひて、拵さては我にさいごをしらせけるうれしさよ、我前世われぜんぜの宿業しゆくごうにて、今
汝なんぢが手にかゝらん事、露つゆたり程ほども恨みなし、父母のふきやうはかなしけれ共、かた時もはやく
母上は、うへの御国へ生れ、ひとつ淨土じやうどの縁とならん事、歎きなげの中の悦びなり、さりながらしばらく命
のいとまを得させよ、みづか□九歳くさくの時より母上ははの御ため為に、毎日称讚まいにちせうさん淨土經じやうどきょうを六八卷くはんつゝよみ奉り、
御ほたいをとひ参らせしが、今一度よみ奉りて、母上ははに廻向ゑいかう」（十一ウ）

し、我身のぼだいをも祈らんと仰られければ、ものゝふもさすが岩木をむすばねば、その御暇参
らせて、我身もともに聴聞しける、姫君は日陰まつまの御命に、しづかに御經取出し、三べん
読誦し給ひ、一巻は父の御ため現当一世諸願成就と祈り、一巻は母上の出離生死往生極楽と
廻向し、一巻はみづから一蓮詫生必得往生と觀念し、すべて三界六親眷屬無縁法界同性仏果の
御ためと、読をはらせ給ひて、西に向ひて合掌し、称名の声のうちに御くしをたれて待給へは、
ものゝふ今はかうとたちぬき、うしろに立まはりしが、姫君の御すがたに心ちまとひ、たましる
ものゝふ消て、あな浅ましの有様やな、三毒の悪鬼にくみして、かゝる姫君を害し奉らんとは、何しに思
ひよりけるぞや、情なの我心やと、俄に悲淚涕泣し、みづから罪を悔て、」（十三オ）

たちも刀も嚴のかどにてうちくだき、姫君をたすけ参らせ、太山の陰に柴の庵をいとなみ、都へ
も帰らす、その身と共に宮つかへ、湯くみ水くみ薪こり、さま／＼にいたはり参らすれば、姫君
は夢路をたとる心ちにて、ものゝふの情に浮蝣の命をはぐゝまれ、深山幽谷に御身をいため、御
經をよみ、念佛申、明暮難行苦勤し給ふ事、かたしけなくも、悉達太子檀特山の執行にもおとら
ざりけり、そのゝち武士は古郷より、ひそかに我女ばうをよびくたし、此有様をかたりければ、
女ばうも主君といひ夫といひ、世にいたはしく思ひ参らせ、女房も共に宮つかへて、ひるは供御
を参らせてはくゝみ奉れば、夫は山野に身をくだき、朝夕のいとなみつとめける、姫君は称讀看

経、念仏三昧の床をさらず、夫婦のものに勸化讃談して聞しめ給へは、ひとつ庵の中にして、同音」（十三ウ）
の思ひをなせり、姫公、

中くに山の奥こそ住よけれ草木は人のとかをいはねは

と口すさび給ひて、山蓼の憂苦を興せられける、かゝる所に、あるとしの秋のくれ、ものゝふ
山野の帰りに、うはの空たつ霧にをかされ、身にしむ風の心ちはれやらす、四、五日ふしなやみ
けるか、跡や枕と立まふうちに、木のはにむすふ露と消ぬ、姫君の御なげき女ばうのかなしみ、
今更たとへをとるに物なし、物すごくおそろしき深々たる澗谷のうちにて、かゝるうきめにあふ
事、いかなる宿業の浅ましきぞやと、姫君もろ共に天にあふぎ、地にたれて、もだへ給へとか
ひぞなき、つらぬく玉の袖をしぶり、なくく女ばうともろ共に、庵の傍に取出し、石とりあつ
めつみこめて、念比に孝養」（十四オ）

し給ひける、其後かの女ばうに料紙を調させ、書残し給へる称讚淨土經を一千巻書つぎ、母上の
御ばだい、ならびにかの亡者が後世のために、夜を日につきて書写し、弔らはせ給ふぞ有難き、
さるほどみやこ

るものもなかりし所に、翌年^{よくねん}の春^{はる}、父大臣殿^{ち、みねだい}猶^{かり}を好ませ給ひて、あまたのせこをもよほし、雲雀^{ひばり}山にわけ入^{みね}、峯^{みね}をわけ谷^{たに}をさがして、終日^{ひめもす}かりして遊ばれ給ひけるに、ある谷^{たに}の木かけに、幽^{かずか}なる草の庵^{いほ}見えたり、大臣^{いほ}あやしく思しめし、駒^{こま}うちよせて御^ごらんずれば、姫君^{ひめきみ}は人音^{をと}にをどろき、庵^{いほり}よりさしのぞき見給へば、大臣殿^{いと}いとふしきに思しめし、かゝる山中に女のすむべきしさいなし、木魂^{こたま}、山神^{さんしん}のやからが、豊成^{とよなり}をたふらかさんとて、変化^{へんげ}」（十四ウ）

（図版（5））」（十五オ）

してや出ぬらん、上ざしのかぶら矢^やにてるころさんと思しめし、矢をつがはせ給へは、姫君肝^{ひめきみきも}たましゐもきへはて、机^{つくへ}の下にまろびふし、声^{こゑ}もおしまず泣^{なき}給ふ、大臣殿^{だい}、扱^{さて}は化生^{けしやう}にはあらず、人間のたぐひならば、いかなる者ぞ名をなのれ、なのらはずはるころすそと、大にいかつて宣^{のたま}へは、姫君^{ひめきみ}、今は玉^のをよ絶なはたへね、なからへはうき事おほき世の中に、いのちおし共^{おもほえ}す、名のらんことはやすけれど、今はたかゝる身となりて、父母^{ちちは、な}の名をくださん事、何より以てかなしけれ、名のらですくるとがあらは、情もしらぬものゝふの、矢さきにかけてうしなひ給へと、ふしまろびてぞなきたまふ、豊成公^{とよなり}、今はせんかたなく、扱^{なさけ}は心もいやしからず、よしある人の息女^{そくちよ}と見えたり、我もむかし恩愛^{をんあい}のひとり」（十五ウ）

姫^{ひめ}をうしなひて、心の闇^{やみ}にかきくらし、此山にわけ入て狩^{かり}してあそふ折ふしなれば、あやしさに

とがめし也、人間のたくひならば、いのちを害す事あらし、都のつての恋しくは、我がた様へ尋
こよ、当今^{たうぎん}の寵臣^{てうしん}に、横佩^{よこはぎ}の右大臣^{うしんとよなり}豊成^{とよなり}とは我事なりとの給ひて、恩愛のしるしにや、そぞろに
ふびんに思し召^{めし}、涙をながさせ給ひければ、姫君^{ひめきみ}、扱は父大臣^{さて}にておはしますかや、我こそ御子
中将姫^{ちゅうしゃひめ}にて候なり、今はかやうに候へは、父母の御かんだう御ゆるし給はれと、かつはとまろび
たをれふし、消入^{きへ}やうに泣^{なき}たまふ、大臣殿馬^{しんどのむま}よりころびおち、扱は我うしなひたる姫^{ひめ}なるかと、
共に消入給ひける、親子^{をや}は一世といひながら、つきぬ契りの朽^{くち}ずして、けふしもこゝにめぐりあ
ふ、父子の縁^{えん}こそめでたけれ、かくて大臣殿姫君^{しんどのひめきみ}をぐし給ひて、急き都に」（十六オ）

帰り給ふ、此事^{ゑいふん}聞に達しければ、帝大^{だい}きに歡感^{ゑいかん}有、すくに内裏^{たいり}へ入奉るべし、即^{すなはち}当今^{たうぎん}の后妃^{こうひ}に
立給ふべしとの宣旨^{せんじ}なり、大臣殿の御よろこび、前代未聞^{ぜんたいみもん}の眉目^{びもく}なり、然とも姫君^{ひめきみ}の心ざし、み
どりあげまきの比より、待烹^{たいかう}辛苦^{しんく}のうき住^ゐる、今聖撰^{いませいせん}君寵^{くんとう}の盛運^{せいいうん}の時に至るといへとも、すこし
も樂欲^{けうよく}有漏^{うろ}の小果^{せうくわ}の願ましまさず、たゞ明暮^{あけくれ}、発心^{ほつしん}無漏^{むろ}の大果^{おほ}を期し給ふ事浅からず、煩惱^{ぼんなん}の身
は不淨^{じやう}なり、はやくぼたいをもとめざることおろかなれ、此たびのがれ出ずは、又かならず三途^{さん}のふるすに帰らん事^{うたかひ}疑なしと悲しみ、今一たび父上^{ちゝう}をおかみ奉らんとて、見参にいらせ給ひ、そぞ
ろに御なみだをおとさせ給へば、豊成公^{とよなりこう}あやしみ給ひ、涙のふせいけしからず、何事の恨めしくて、父を見て心みだるらんととはせ給へ」（十六ウ）

は、姫君發心の心さしをかくさせ給ひて、父上をおがみ奉るに、去年すぎことし来るうちに、御姿のおとろへさせ給ふを見奉れば、そぞろに涙のこぼれさふらふとの給ひければ、たがひに御袖をしほりて、むつまじき御物かたりあそばしける、それよりわがたいにいらせ給ひ、今は父上をおかみ参らせて、思ふ事なくうれしければ、いそき御たちを出ばやと思し召、にしの空そらをうち詠めて、日も夕陽にかたぶき、たそかれ過る夕せきやうまぎれに、当麻の寺を心ざし、かきまどひてぞうせ給ふ、つゐにかの地ちにたどりつき給ひて、ある僧坊そうぼうに立より、あるじの僧をたのみ、出家しゆつけになりたきよしかたり給ふに、此僧御姿すがたを見奉りて、後日の難なんや恐おそろしかりけん、たやすく出家しゆつけをゆるさざりけり、姫君ひめきみはいまだ時のいたらさりけるにやと思し召、紫雲庵しうんあんと号かうして、柴しばひきむすぶ」

(十七オ)

庵いはりをかこひ、かくてそこに住せ給ひ、偏ひとへに阿弥陀超世の悲願ひぐはんを頼み、極樂不退の砌ごくらくにいたらん事をもとめ、道場だぢやうにまふて、読誦書写念々の称名間断なく、この十六歳さいの秋あき、書写成就し給へる稱讚淨土經一千卷、寺庫じこの經藏きやうぞうに納め給へり、其文字の牘更ていさらに凡筆ぼんひつのたゞひにあらず、是これを拝み奉る者奇異ものきよの思ひをなし、目を驚かさずと云事なし、かの庵の跡いはり□本堂の北にあり、御年十七歳にして、六月十五日に終に御かざりを落おちし、堅かたく禁戒きんかいをたもち、御名を法女大姉なとぞ申ける、戒師かいしをば実惟大德じゆいだいとくとつたへきく、其後その後、法女比丘尼正身ほうじよひくにじやうしんのみだ如來にょらいを拝あがみ奉らんとちかひをたて、

もし此願望むなしくは伽藍の門戸を出じと、ふかくいのり給ひければ、同しき月の廿日酉の刻計に、一人の比丘尼忽然と來り給ひ、禪容」（十七ウ）

（図版（6））（十八オ）

色あさやかにして、三衣の袂香ばしく、法女にしめしてのたまはく、汝が懇懃の粧ひを見るに、感歎の思ひに堪す、我今淨土の変相をあらはし、汝か所願を成就せんと思ふなり、今明の間に百駄の連茎をあつむべし、こゝに法女比丘尼歎喜の心身にあまり、感歎むねにとをり、則來化の比丘尼のことばを以て、かたしけなくも天皇に奏し給ひければ、帝觀感浅からず、則綸旨を下されける、其御詞にいはく、夫見古今一、靈山苔庭菩薩断道祇園花台仏陀無レ跡、栴檀木像埋二、塵芥一星久、閻浮金仏覆二、雲霧一霜深、積レ時及二像末一人習二弊悪一、仏法正衰練行悉廢、爰中將姫、獨辭二北闕交一修二西方業、變二五濁澆風祈三輩往生一、幸今得二其勝利一と云々、仍て、忍の海の連に詔して蓮茎をあつめしむ、一両三日の間に、大和、河内、紀」（十八ウ）
伊国より、九十五駄の蓮茎を送らる、其時、来化の比丘尼蓮茎を折て糸をぬき、寺のたつみの角に井をほらせ、かの糸をすゝぐに、水は一色なれ共糸は五色にそまれり、井のかたはらに桜木あり、その糸をかけてほすゆへに、糸懸の桜と云、今猶其跡かの所に有、むかし天智天皇の御時、

この所に夜なく、五色の光明あり、天皇勅使を立て見せしめ給ふに、かの所に三つの大石あり、そのかたち仏像に似たりと奏す、天皇勅使をくだして、かの三つの大石を弥勒の三尊に作らせ、其上に一つの堂をたて、石光寺と名付給へり、又役の行者其傍に桜をうゑて、ちかひて曰、仏法滅せん時、此桜枯べしとの給へり、然共、あまたの年月をふるといへ共、枝葉いよく盛なり、それより九十年をへて、異相の比丘尼來化して、此井をその跡にほりしより、染寺とは名付し」（十九オ）

なり、先の光明は、是曼陀羅の糸を染べき前相なり、同じき月の廿三日の夕べに、又一人の女人來現して、容色嬪娟たる粧ひ、軀相凡人にあらず、齡のわかき事、はたち余り四つ五つにみち、誠にけたかきすがたなるが、先の來化の比丘尼に向て、蓮の糸は調ひ侍るやいなやと問給へは、先の比丘尼五色の蓮の糸を取出し、かの女人に相渡しぬ、則請とりて道場にいたり、乾の角に機屋をかまへ、油三升を藁三把にひたして灯とし、一夜三時の間に九尺の間にて、一丈五尺の大曼だらをあざやかに織あらはし給へる事、神変無量の奇物、未曾有不可思儀の靈宝なり、又一夜に竹生じて、其高さ數丈なるか、本末壹丈五尺の間にふしたゞ一よの竹なり、是を切て軸とせり、ふしぎなんとも思なり、其後、かの來化の織女はこくうに飛行して、行方しらすかく」（十九ウ）

れ給へり、來化の比丘尼中將法女にまんだらをおかましめ、觀無量壽經の説によりて、まんだら甚深の旨をしめし、七言四句の偈を作りて、古仏靈仙の往縁をしめし給ふ、

深の旨をしめし わうしやくかせうつせつほうしづみ

今來法起作仏事

卿懇西方故我來

一入是塲元齋詩

まさに知べし、此所は前仏転法輪の会座、古仙経行の靈地也、その時、中將法女來化の比丘尼にむかへて、善哉／＼善知識はいづくより來り給へるや、又先の女人は誰人にてましますぞやと、くはしく問せ給ふ時、來化のびくにこたへての給はく、我あに異人ならんや、西方極樂世界の阿弥陀によろい如來也、さきの織女は我左脇の弟子觀世音なり、本願によりこゝに來りて、汝が所願を成就せしむ、末代の衆生をして、疑ひをなさしむる事なけれとの給ひて、則紫雲にのりて」（二十才）

西の空にござり給ひ 口料法が慰滅朋に銃して
有がたくその御体の忘れがたく
いなかい
二上がたけにのぼり、そなたの空そらを見をくり給へは、 我憐汝故 降於下々
汝隨我故

昇於上々

とつげ給へは、中将法女信心肝ちうしやうほうによしんくきも

二〇

くつとめ給ひけり、

其後、光仁天皇の御宇龜六年乙卯三月十四日、異香室にみちて、聖衆の来迎にあづかり、大往生を遂給へり、凡中将姫の平生の徳、臨終の奇瑞筆につくしかたし、末法におるて女人として、誰の人が現在に曼陀羅を感じしそや、誰の女か眼前に正身の如来を拝み奉りし、まことに中将姫

の行相、弥陀如来の願力あふぎてもあふぐべし、信じても猶信ずべし、

中将法女比丘尼伝

記 終」（二十ウ）

（宣伝アリ）

京都書肆

三条通柳馬場東角

堺屋仁兵衛

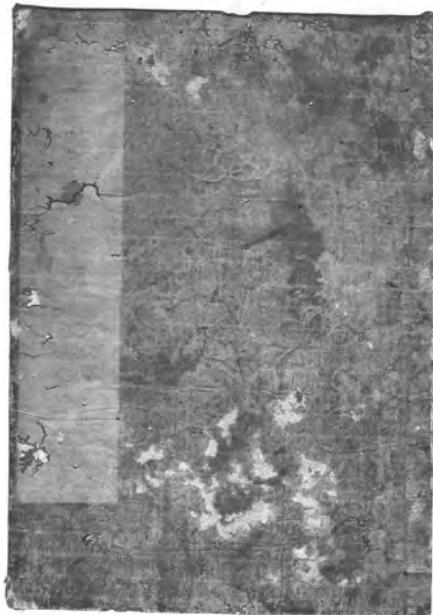
寺町通仏光^(寺)下ル町

堺屋儀兵衛

」（裏表紙 見返し）

（灰色地 押し文様アリ）」（裏表紙 表）

（筑波大学名誉教授・元文教大学教授）



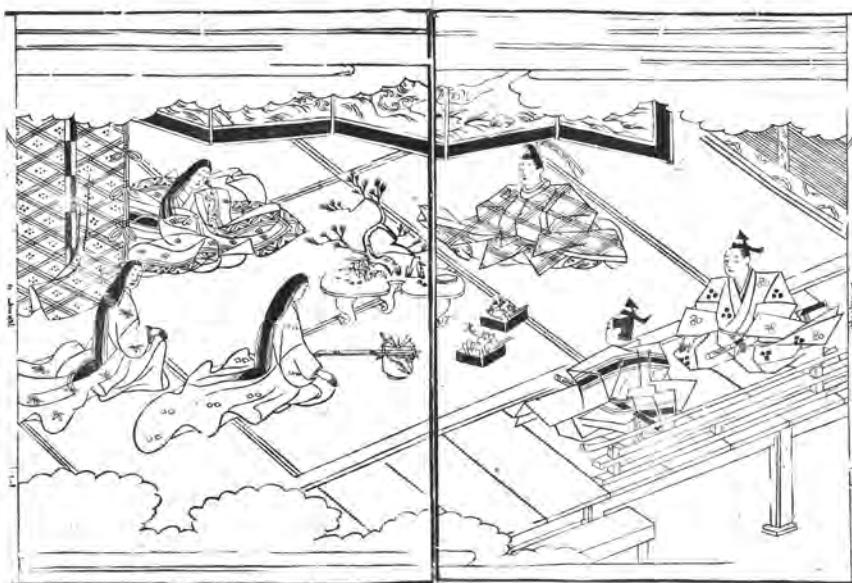
表紙（表）

表紙（見返し）

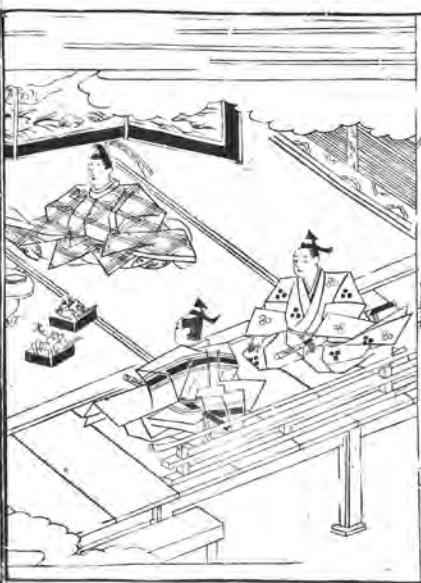
說文字母集解 井上斐庵先生著 全六冊

夫說文書ハ字書ノ祖ニレテ五百四十字ヲセツアモ文字ヲ學エ工
欲念者光畫母字母ノ義ニテカニニテヨシニテヨシ附又見ルキム
未清乱セス制字ノ主意ヲ得ルニ近レ又三井土庵先生、高ク之書
字ニ通し諸書ヲ考索レテモツテ以書ヲアヌニ指蒙詔措ノ同圖
得失ヲ明ニ安カラレシ經史子集言音訓義ヲ江シ其師ノ傳曰
接歎テ自家ニ喜ブカヘリテ六書蘊藏テ開示シタレハ字ノ學
君子必一見レタヘ力レ

図版(1)左 (三丁才)



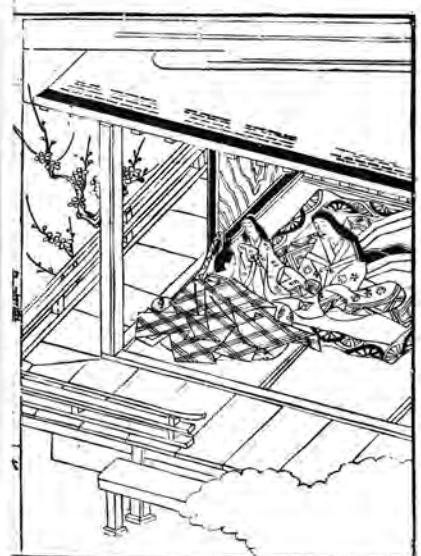
図版(1)右 (二丁才)



図版(3) (九丁才)



図版(2) (六丁才)

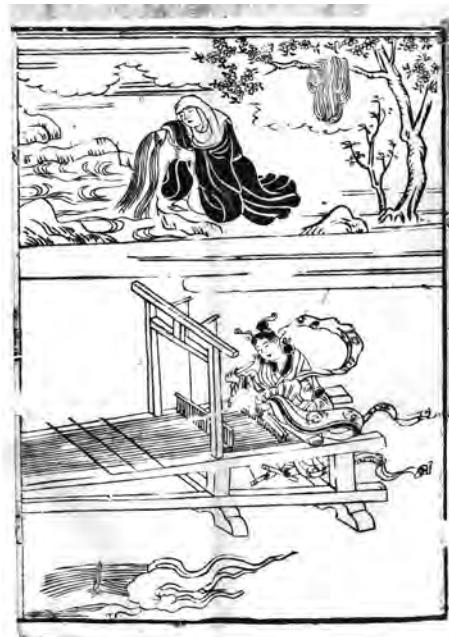


図版(5) (十五丁才)



図版(4) (十二丁才)

図版(6) (十八丁才)



(二十一)

西行のひよりと中都國を廻る所へも
くもれ物のあらわしでこころに上る。けふのり
もあざむ見とろゆへ 痛惜の如
也

此は御身の申候の事候の如小説一書

あらわしのりもまことに天皇御在室の事

己卯三月十日月夜の宿泊の如く、至る所の爲めに

居りて大作成の如きあり尼中門の宿泊奉坐の如

御院の御居處の如く、おほいゆかくかんじ

かく御人の御在室の如きは、御宿泊の如く、中

かう殿の御在室の如きは、御宿泊の如く、中

裏表紙（見返し）



裏表紙（表）

西行のひよりと中都國を廻る所へも
くもれ物のあらわしでこころに上る。けふのり
もあざむ見とろゆへ 痛惜の如
也

此は御身の申候の事候の如小説一書

あらわしのりもまことに天皇御在室の事

己卯三月十日月夜の宿泊の如く、至る所の爲めに

居りて大作成の如きあり尼中門の宿泊奉坐の如

御院の御居處の如く、おほいゆかくかんじ

かく御人の御在室の如きは、御宿泊の如く、中

かう殿の御在室の如きは、御宿泊の如く、中

かう殿の御在室の如きは、御宿泊の如く、中